

ちなもい

第2号

八代市立第二中学校
(文責 楠本・吉本)

子どもの人権

～「子どもの権利条約」について～

1989年11月20日に国連総会で、「子どもの権利条約」が採択されました。

人権とは、だれでも、その人がその人らしく、しあわせに生きる権利のことです。18歳未満のすべての子どもが、「人権」をもち、おとなになるための成長過程で、一人のひととして尊重されます。

子どもの安全安心が保たれ、子どもが自分の人生を主体的に生きることができるよう、おとなが関わり、サポートされます。

「子どもの権利条約」では、子どもが、【まもられる】ことと【自分で決めていく、権利の行使主体】という視点があります。

条文の中でも、大切な4つの原則を紹介します。



「子どもの権利条約」の4つの原則

(第6条) 生きる権利と成長する権利

すべての子どもが生きる権利と殺されない権利を持っています。おとなや国は、子どもが成長するためにできる限りのことをする義務があります。

(第2条) 差別されない権利

すべての子どもが差別されることはありません。いろいろな違い(国、性別、人種、言語、宗教、意見など)をもっている、それらの違いを大切にしてもらう権利があります。おとなや国は、すべての子どもの権利を同じように大切にしていかなければなりません。

(第3条) 子どもの最善の利益

子どもに関係のあることを決めるときは、子どもにとってよいことかどうかを考えなければなりません。親や国は、子どもの幸せを守り保障しなければなりません。

(第12条) 自由に意見をいう権利

自分の意見を持つ年齢になった子どもは、自分の考えを言う権利があります。おとなや国は、子どもの意見を気にかけなければいけません。

また、あなたが、「こどもの権利条約」を知ることで、以下のようなことにつながっていきます。

- ★あなた自身や、あなたの意見を大切にすること、大切にされること
- ★あなたがやりたいと思うこと、こうしたいと思うこと、あなたにとって最も良いことを支えること
- ★あなたやあなたのまわりの子どもたちが、差別されず、安心して生きること
- ★あなたやあなたの命が大切にされ、最も良い形で成長や発達をすること

「子どもの権利条約」については、ネット上のさまざまなサイトで情報を知ることができます。さらに、人との関わりについても考え、あなた自身のくらしをみつめてみましょう。

毎月11日は、人権を確かめあう日です